

<証券化エクスポージャーの定義>

【関連条項】第1条第2号等

第1条第2号-Q1 個々の金融商品が証券化エクスポージャーに該当するか否かを判断するに際し、どのような点に留意すれば宜しいですか。

(A)

第1条第2号及び同条第16号では、証券化エクスポージャーを、①ノン・リコース（投資家への支払いがオリジネーターでなく、原資産に係る信用リスク<又は原資産のキャッシュ・フロー>に依拠すること）及び②優先劣後構造の2つの特徴をもとに定義しています。「ノン・リコース」とは、通常、信用供与の返済原資が一定の責任財産に限定され、責任財産のみからでは当該信用供与の返済ができなかったとしても、オリジネーターに遡及（リコース）できない形態をいいます。証券化取引では、通常、投資家は証券化目的導管体（SPE）に対して債務の履行を請求することができるに留まり、オリジネーターに対しては原則として遡及できないこととなりますが、このような仕組みにおいては、当該信用供与のリスクは、オリジネーターの信用度（信用リスク）ではなく、裏付けとなっている特定の資産のキャッシュ・フローに限定的に依拠することとなります。

他方、「優先劣後構造」とは、裏付けとなる資産のキャッシュ・フローが、予め契約で定められた支払い順序（ウォーター・フォール）に従って、まず優先部分（優先トランシェ）に対して割り当てられた後、残余の部分が劣後部分に割り当てられる仕組みを言います。裏付資産からのキャッシュ・フローは、まず最優先部分の投資家に対する返済に充てられ、続いてメザニン（中間）部分、最劣後部分の投資家に支払われることとなります。逆に言えば、キャッシュ・フローが割り当てられる順序と逆の順序で損失が割り当てられることとなります。このような階層的な仕組みにおいては、優先部分に対する契約上の支払いを妨げることなく劣後部分が損失を吸収することとなります。

個々の商品（エクスポージャー）が、こうした証券化エクスポージャーに該当するか否かについては、当該エクスポージャーがこれら2つの特徴をともに有しているのかを各金融機関が確認・判断することが求められます。その際、法的形式や呼び名ではなく、あくまで経済実態をもとに判断することが必要です。なお、裏付資産が不動産である場合と、市場性商品（株式、債券等）である場合の代表的な判断事例を、図1及び図2に提示いたします。

図1：不動産証券化商品・ファンドの取扱い事例*

主要な不動産証券化・ファンドのスキーム	①ノンリコース**	②優先劣後構造**	標準的手法	内部格付手法
● 上場不動産会社：株式会社	△	×	デット：法人等/不動産取得等 事業向け(65条、70条) エクイティ：出資等(76条)	デット：事法等 エクイティ：株式等
● 上場不動産ファンド：上場J-REIT	△	×	デット：不動産取得等 事業向け(70条) エクイティ：出資等(76条)	デット：事法等/ 特定貸付債権 エクイティ：株式等
● 私募ファンド：不動産投資法人	△	△	デット：不動産取得等 事業向け(70条) エクイティ：ファンド (ルックスルー)	
● 私募ファンド：匿名組合(TK)+有限会社(YK)/ 株式会社(KK)	△	○		
● 不動産証券化(裏付資産は不動産・信託 受益権)：TK+YK/KK	○	○		デット：特定貸付債権 エクイティ：株式等
● 不動産証券化(裏付資産は不動産・信託 受益権)：特定目的会社(TMK)	○	○	デット：証券化 エクイティ：証券化 (経過措置あり)	
● 不動産証券化(裏付資産はノンリコース ローン)：TK+YK/KK	○	○		
● 不動産証券化(裏付資産はノンリコース ローン)：TMK	○	○		デット：証券化 エクイティ：証券化

* ここで取り上げている不動産証券化・ファンドのスキームの取扱いは、あくまで代表的な事例を想定したもの(目安)であり、個々の取引については各金融機関が証券化エクスポージャーに該当するか否かを確認・判断していくこととなります。また、「デット」及び「エクイティ」は、法的形式や呼び名ではなく、経済実態をもとに判断されることとなります。

** ○は「通常は明確な特性を有している」、△は「明確な特性を有している場合と有していない場合がある(ケース・バイ・ケース)」、×は「通常は明確な特性を有していない」を指します。

図2：市場性証券化商品・ファンドの取扱い事例*

主要な市場性証券化商品・ファンド のスキーム	①ノンリコース**	②優先劣後構造**	標準的手法	内部格付手法
● 投資事業を業務の一部とする上場株式会社	×	×	デット: 法人等(65条) エクイティ: 出資等(76条)	デット: 事法等 エクイティ: 株式等
● 上場証券投資信託(ETF)	△	×		
● 公募ファンド:証券投資法人、証券投資信託	△	△		
● 私募ファンド:証券投資法人、証券投資信託	△	△	デット: 法人等(65条) エクイティ: ファンド (ルックスルー)	デット: 事法等 エクイティ: ファンド (ルックスルー)
● 私募ファンド:ヘッジファンド	△	△		
● PE/LBOファンド:投資事業組合	△	△		
● CDO(Collateralised Debt Obligation)	○	○	デット: 証券化 エクイティ: 証券化 (経過措置あり)	デット: 証券化 エクイティ: 証券化

* ここで取り上げている不動産証券化・ファンドのスキームの取扱いは、あくまで代表的な事例を想定したもの(目安)であり、個々の取引については各金融機関が証券化エクスポージャーに該当するか否かを確認・判断していくこととなります。また、「デット」及び「エクイティ」は、法的形式や呼び名ではなく、経済実態をもとに判断されることとなります。

** ○は「通常は明確な特性を有している」、△は「明確な特性を有している場合と有していない場合がある(ケース・バイ・ケース)」、×は「通常は明確な特性を有していない」を指します。

<複数の資産を裏付けとする資産に係る外国為替リスクの取扱い>

【関連条項】 第 11 条等

第 11 条-Q1 投資信託等の複数の資産を裏付けとする資産（ファンド）が特定取引勘定以外の勘定に属する場合、当該投資信託等の外国為替リスクに係るマーケット・リスク相当額の算出は、どのように行えば良いですか。

(A)

第 2 条の算式におけるマーケット・リスク相当額の算出に際しては、特定取引勘定以外の勘定の取引に関しても、当該取引が外国為替リスクを伴う限り、算出対象に含まれることとなります。従って、特定取引勘定以外の勘定に属する投資信託等の複数の資産を裏付けとする資産についても、当該投資信託等が外国為替リスクを伴う場合、当該投資信託等に係るマーケット・リスク相当額を算出することとなります。その際、金融機関内部で設定された合理的な基準に基づき、投資信託等ごとに一貫性をもって適用することを前提に、当該投資信託等への出資の基準通貨に基づいて外国為替リスクを評価する方法と、「第 48 条-Q1」に基づき、当該投資信託等の裏付けとなる個々の資産を把握し、当該裏付けとなる個々の資産の外国為替リスクを評価する方法のいずれかに拠って、マーケット・リスク相当額を算出することが可能です。

<レバレッジのかかった複数の資産を裏付けとする資産の取扱い>

【関連条項】 第 48 条

第 48 条-Q2 投資信託等の複数の資産を裏付けとする資産（ファンド）で、レバレッジが掛かったものについては、どのように信用リスク・アセットの額を算出すれば良いですか。

(A)

「第 48 条-Q1」に記載の通り、投資信託等の複数の資産を裏付けとする資産（所謂ファンド）については、原則として、当該資産の裏付けとなる個々の資産を把握し、当該裏付けとなる個々の資産の信用リスク・アセットの総額を算出する必要があります。借入等によって当該投資信託等の裏付資産が膨らんでいる場合（レバレッジが掛かっている場合）においても、まず裏付けとなる資産の構成を「第 48 条-Q1」に基づき把握した上で、それら裏付けとなる資産（ロング・ポジション）の信用リスク・アセットの総額を当該投資信託等の信用リスク・アセットの額とすることとなります。その際、当該投資信託等のロング・ポジションの総額の把握が必要となります。なお、当該投資信託等を保有する金融機関における簿価が所要自己資本の額の上限となります。

同様に、ショート・ポジションを持つことによって当該投資信託等にレバレッジが掛かっている場合においても、まず裏付けとなる資産の構成を「第 48 条-Q1」に基づき把握した上で、それら裏付けとなる資産（ロング・ポジション）の信用リスク・アセットの総額を当該投資信託等の信用リスク・アセットの額とすることとなります。その際、当該投資信託等のロング・ポジションの総額の把握が必要となりますが、当該投資信託等のショート・ポジションについては、所要自己資本の算出にあたり考慮する必要はありません。また、当該投資信託等を保有する金融機関における簿価が所要自己資本の額の上限となります。

例えば、以下のような事例が考えられます。

<前提条件>

- 投資信託等の時価及び当該投資信託等を保有する金融機関における簿価：20 百万円
- 当該投資信託等の借入額：80 百万円（レバレッジ 5 倍）
- 運用報告書等に基づく情報
 - 株式ロング・ポジション：40 百万円
 - 株式ショート・ポジション：15 百万円
 - 日本国債のロング・ポジション：60 百万円
 - その他のロング・ポジション：20 百万円
 - その他のショート・ポジション：5 百万円
 - 当該投資信託等の運用基準によると、株式、日本国債以外では、「A」格以上の社債、邦銀預金でのみ資金を運用することが可能。

	残高 (ロング)	残高 (ショート)	リスク・ ウェイト
株式	40 百万円	15 百万円	100%
日本国債	60 百万円		0%
その他の資産	20 百万円	5 百万円	50%
合計	120 百万円	20 百万円	

当該投資信託等の裏付けとなる資産（ロング・ポジション）の信用リスク・アセットの額
 =50 百万円

当該投資信託等を保有する金融機関におけるリスク・ウェイト
 =50 百万円 ÷ 20 百万円 = 250%

当該投資信託等を保有する金融機関における所要自己資本の額
 =20 百万円 × 250% × 8% = 4 百万円

<フル・リコース型の債権譲渡取引の取扱い>

【関連条項】 第 65 条等

第 65 条-Q2 譲渡人（セラー）より債権を購入するに際し、譲渡対象債権に 3 月以上延滞等一定の事由が生じた場合に、当該事由が生じた譲渡対象債権をセラーが買い戻すことが条件となっているときは、セラー向けの直接与信として信用リスク・アセットの額を算出することは可能ですか。

(A)

譲渡人（セラー）より債権を購入した場合、譲受人である標準的手法採用行は当該譲渡対象債権の信用リスク・アセットの額を第 48 条に基づき算出することとなります。もっとも、譲渡対象債権に 3 月以上延滞等一定の事由が生じた場合に、当該事由が生じた譲渡対象債権をセラーが無条件で全額買い戻すこと（補償・補填を通じ、譲受人の損失が発生しないことを含む）が条件となっているときは、セラー向けのエクスポージャーとリスク特性が同様になり得るほか、本邦の金融実務においてもセラー向けの直接与信として管理されていることが通常です。こうしたリスク特性及び本邦金融実務を踏まえ、次の 2 つの要件を満たしている債権譲渡取引については、譲渡対象債権に係るリスク・ウェイトに代えて、セラー向けのエクスポージャーのリスク・ウェイトを第 6 章第 2 節に基づいて適用することを可能とします。

- ① セラーが譲渡対象債権を買い戻す事由に、当該譲渡対象債権について支払期日又は当初予定されていた返済スケジュールに遅延が生じる場合が含まれていること（注）。
- ② 譲渡対象債権を買い戻す事由が発生した場合は、セラーは当初約定された回収金引渡し期日又は買い戻し期日までに当該事由が生じた譲渡対象債権を譲受人より遅滞なく買い戻し、譲受人である標準的手法採用行は、セラーに対して当該事由が生じた譲渡対象債権の残高相当額に関する支払いを求めることができるのと同等の請求権を有する旨契約書に定められていること。

例えば、以下のような取引において、上記①及び②に掲げる条件を満たしている場合は、セラー向けのエクスポージャーとして取扱うことが想定されます。

- 企業（商社等）が自社の売掛債権又は当該売掛債権を信託譲渡して得る受益権を金融機関に売却する取引。
- 企業（製造業者等）が自社の輸出手形債権又は当該輸出手形債権を信託譲渡して得る受益権を金融機関に売却する取引。
- 企業（小売業者等）が自ら賃借する建物等の賃貸人に対する貸付金債権又は貸付金債権を信託譲渡して得る受益権を金融機関に売却する取引。
- リース会社が自社のリース料債権又は当該リース料債権を信託譲渡して得る受益権を金融機関に売却する取引。

(注) セラーが譲渡対象債権を買い戻す事由として要件①通りの内容が契約上記されていない

い場合でも、当該契約上明記されている買戻し事由によって要件①が実質的に担保されているならば、要件を満たす扱いとして差し支えありません。

<元本保証商品の取扱い>

【関連条項】第 119 条、第 126 条

第 119 条-Q1 元本部分の返済は保証されているが、金利部分の返済は原債権の実績に連動している場合、元利ともに元本部分の保証人向けのエクスポージャーとして扱って良いですか。

(A)

第 119 条第 1 項第 2 号に規定されている通り、標準的手法を採用する金融機関が保証を信用リスク削減手法として用いる場合、被保証債権の債務者が当該金融機関に支払うべき債務のうち、手数料、利息、その他の元本以外の関連債務も保証の対象としている必要があります。もっとも、被保証債務が元本のみである場合には、当該金融機関は元本以外の関連債務は保証されていないものとして認識し、第 126 条に基づき、元本部分についてのみ信用リスク削減効果を勘案することは可能です（第 119 条第 2 項）。すなわち、当該金融機関は、元本部分は保証人向けのエクスポージャーとして取扱い、保証人のリスク・ウェイトを元本部分に対応するエクスポージャーの額に適用する一方、金利部分等の元本以外の関連債務については、それに対応するエクスポージャーの額を特定した上で、原債権のリスク・ウェイトを適用することとなります。

こうした中、金利部分が株式やヘッジファンド等の原債権の実績に連動している場合、金利部分の与信相当額の特定が困難であることが想定されますが、その際は、被保証債務である元本部分を保証人のリスクに応じた割引率で現在価値に割り引いた額を元本部分のエクスポージャーの額とし、残余の額を金利部分のエクスポージャーの額とすることも可能です。

<信用リスク・アセットのみなし計算>

【関連条項】第 167 条第 1 項等

第 167 条-Q3 保有するエクスポージャーの裏付けとなる個々の資産の信用リスク・アセットの総額を計算する場合（所謂ルックスルー）で、裏付けとなる個々の資産の一部が必ずしも明らかでないときは、当該不明部分の信用リスク・アセットの額を保守的に算出することは可能ですか。

(A)

第 167 条第 1 項に基づき、保有するエクスポージャーの裏付けとなる個々の資産の信用リスク・アセットの総額を計算する場合（所謂ルックスルー方式）は、原則として、当該エクスポージャーの裏付けとなる個々の資産を把握し、当該裏付けとなる個々の資産の信用リスク・アセットの総額を算出する必要があります。当該エクスポージャーの裏付けとなる個々の資産の把握に際しては、当該エクスポージャーごとに一貫性をもって用いることを前提に、決算期末の資産運用報告書等に代えて、決算期末前の直近の資産運用報告書等を参照することも可能です。

こうした中、裏付けとなる個々の資産の一部を把握することが困難な場合には、裏付けとなる資産の運用に関する基準に基づき、裏付けとなり得る資産のリスク・ウェイトのうち最大のもを当該不明部分の EAD に適用することにより、信用リスク・アセットの額を算出することで差し支えありません。また、裏付けとなる資産の運用に関する基準を用いても、当該不明部分の信用リスク・アセットの額の算出が困難な場合には、第 167 条第 5 項に基づき、当該不明部分のリスク・ウェイトの加重平均が 400%を下回る蓋然性が高いときは、当該不明部分の額に 400%を乗じた額を、それ以外の場合は当該不明部分の額に 1250%を乗じた額を、当該不明部分の信用リスク・アセットの額とすることも可能です。

<フル・リコース型の購入債権の取扱い>

【関連条項】 第 169 条

第 169 条-Q2 譲渡人（セラー）より債権を購入するに際し、購入債権にデフォルト等一定の事由が生じた場合に、当該事由が生じた購入債権をセラーが買い戻すことが条件となっているときは、セラー向けの直接与信として信用リスク・アセットの額を算出することは可能ですか。

(A)

譲渡人（セラー）より債権を購入した場合、譲受人である内部格付手法採用行は当該購入債権の信用リスク・アセットの額を第 169 条に基づき算出することとなります。もっとも、購入債権にデフォルト等一定の事由が生じた場合に、当該事由が生じた購入債権をセラーが無条件で全額買戻すこと（補償・補填を通じ、譲受人の損失が発生しないことを含む）が条件となっているときは、セラー向けのエクスポージャーとリスク特性が同様になり得るほか、本邦の金融実務においてもセラー向けの直接与信として管理されていることが通常です。こうしたリスク特性及び本邦金融実務を踏まえ、次の 4 つの要件を満たしている購入債権については、第 153 条から第 165 条に基づき、セラー向けのエクスポージャーとして信用リスク・アセットの額を算出することを可能とします。なお、その際、買戻し条件が付されている購入債権の額が EAD となります。

- ① セラーが購入債権を買戻す事由に、当該購入債権について支払期日又は当初予定されていた返済スケジュールに遅延が生じることが含まれていること（注）。
- ② セラーが購入債権を買戻す事由に、当該購入債権に係る契約の取消し又は解除、当該購入債権の債務者の譲渡人に対する債権を自働債権、当該購入債権の譲受人が保有する購入債権を受働債権とする相殺その他の事由により、当該購入債権が減少すること（希薄化）が含まれていること（注）。
- ③ 購入債権を買戻す事由が発生した場合は、セラーは当初約定された回収金引渡し期日又は買い戻し期日までに遅滞なく当該事由が生じた購入債権を譲受人より買戻し、譲受人である内部格付手法採用行は、セラーに対して当該事由が生じた購入債権の残高相当額に関する支払いを求めることができるのと同等の請求権を有する旨契約書に定められていること。
- ④ セラーの内部格付を付与するに際し、当該購入債権をセラー向けエクスポージャーとして考慮することをはじめ、セラーの信用リスクを適切に評価していること。

なお、上記の取扱いは、例えば以下のような取引において適用されることが想定されま

- 企業（例えば商社）が自社の売掛債権又は当該売掛債権を信託譲渡して得る受益権を金融機関に売却する取引。
- 企業（例えば製造業者）が自社の輸出手形債権又は当該輸出手形債権を信託譲渡して得る受益権を金融機関に売却する取引。

- 企業（例えば小売業者）が自ら賃借する建物等の賃貸人に対する貸付金債権又は貸付金債権を信託譲渡して得る受益権を金融機関に売却する取引。
- リース会社が自社のリース料債権又は当該リース料債権を信託譲渡して得る受益権を金融機関に売却する取引。

(注) セラーが購入債権を買戻す事由として要件①及び②通りの内容で契約上記されていない場合でも、当該契約上明記されている買戻し事由によって要件①及び②が実質的に担保されているならば、当該要件を満たす扱いとして差し支えありません。

<船舶ファイナンスにおける親会社保証の取扱い>

【関連条項】 第 192 条

第 192 条-Q1 船舶ファイナンスにおいて、借入人の親会社等が保証を提供している場合、当該親会社等向けのエクスポージャーとして信用リスク・アセットの額を算出することは可能ですか。

(A)

船舶ファイナンスにおいては、船舶法・船舶職員法等により、海運会社が便宜置籍国等に法人（以下、船舶 SPC）を設立し、当該船舶 SPC が船舶の建造や運行等を目的とした借入や為替取引等を金融機関より行うことがあります。こうした取引が、利払い及び返済の原資を当該船舶からの収益に限定し、当該船舶を担保の目的とする場合は、第 1 条第 44 号に規定されるオブジェクト・ファイナンスとして認識され、特定貸付債権の取扱いが適用されることとなります。ただし、本邦金融実務においては、こうした取引に際し、金融機関が船舶 SPC の親会社等の保証を徴求することが通常となっており、そのような場合には、実質的に当該船舶 SPC の親会社等向けのエクスポージャーとして取扱うことが適当と考えられます。このような本邦金融実務を踏まえ、次の 2 つの要件を満たした船舶 SPC 向けエクスポージャーについては、第 153 条から第 165 条に基づき、当該船舶 SPC に保証を提供している親会社等向けのエクスポージャーとして信用リスク・アセットの額を算出することで差し支えありません。なお、保証に代えて、保証予約が提供されている場合は、第 118 条-Q2 に規定される要件を満たしている必要があります。

- ① 船舶 SPC 向けのエクスポージャーに対して提供される保証が、第 118 条から第 121 条に規定される全ての条件を満たしていること。
- ② 内部格付手法を採用する金融機関が、第 192 条 2 項に基づき、保証人と同一の債務者格付を当該船舶 SPC に対して付与する方針を定めている場合であって、当該方針に従い一括して同一の債務者格付を付与していること。
- ③ 保証人の内部格付を付与するに際し、当該保証を保証人向けのエクスポージャーとして考慮することをはじめ、保証人の信用リスクを適切に評価していること。

<パラメータの推計>

【関連条項】 第 216 条第 6 項

第 216 条-Q2 内部格付手法における EL_{default} は、どのように推計するのが適切でしょうか。

(A)

第 216 条第 6 項に定めるデフォルトしたエクスポージャーに係る期待損失 (EL_{default}) の推計については、基礎的内部格付手法採用行の事業法人等向けエクスポージャーにおいては当局設定 LGD の 45% (劣後債権の場合は 75%) を、内部格付手法採用行の株式等エクスポージャー (PD/LGD 方式) においては当局設定 LGD の 90% を利用することが認められます。また、事業法人等向けエクスポージャーを被担保債権とする適格金融資産担保や適格資産担保が設定されている場合には、当該担保による信用リスク削減の効果を勘案した当局設定 LGD を利用することも可能です。

一方で、先進的内部格付手法採用行の事業法人等向けエクスポージャー、及びリテール向けエクスポージャーについては、第 216 条第 6 項に定めるとおり、経済状況や当該エクスポージャーの状態を考慮するほか、過去の実績に照らして想定される回収期間における追加損失の可能性等を考慮した期待損失の最善の推計値としての EL_{default} 推計が求められます。当該 EL_{default} については、損失の認識手法の違い等から必ずしも会計上の貸倒引当金と一致するものではないと考えられますが、DCF 法により算定された貸倒引当金等については、内部格付手法と整合した推計方法であることや非保守的な推計値となっていないこと等が説明される場合には、内部格付手法における EL_{default} とすることも許容されます。

なお、先進的内部格付手法採用行の事業法人等向けエクスポージャー、及びリテール向けエクスポージャーにおける LGD (景気後退期を勘案した LGD) の値が EL_{default} の値を上回る場合には、当該デフォルトしたエクスポージャーについて、LGD 及び EL_{default} を用いて第 153 条及び第 154 条の 2 第 3 項、並びに第 159 条から第 162 条までに掲げる算式により信用リスク・アセットの額を算出することが求められることに留意が必要です。

<証券化エクスポージャーに関する経過措置の算出例>

【関連条項】 附則第 15 条

附則第 15 条-Q2 証券化エクスポージャーに関する経過措置は、金融機関がオリジネーター及び投資家の何れの場合においても適用されますか。

(A)

附則第 15 条において規定される証券化エクスポージャーに関する経過措置は、証券化エクスポージャーに対するリスク管理の精緻化・高度化を図りつつも、我が国における証券化取引実務への激変緩和措置として設けられたものです。従って、当該経過措置は、標準的手法を採用する金融機関がオリジネーター及び投資家の何れの場合においても適用されます。もっとも、附則第 15 条において「第 249 条の規定にかかわらず」と規定されているように、基本的項目からの控除の対象となる「証券化取引に伴い増加した自己資本に相当する額」及び第 247 条第 1 項第 2 号に規定される「信用補完機能を持つ I/O ストリップス」については、証券化エクスポージャーの信用リスク・アセットの額に対する上限を設定する際の対象からは除外されます。また、保有する証券化エクスポージャーのリスクの度合いに応じ上限を変化させるとともに、劣後部分の保有度合いを上限に反映することを目的として、信用リスク・アセットの額に対する上限の設定に際し、保有する証券化エクスポージャーの信用リスクの度合いを表す下記の掛目（劣後比率）を、原資産のエクスポージャーの額に乗じることを可能とします。

「劣後比率」＝「保有する証券化エクスポージャーの額」÷（「保有する証券化エクスポージャーの額」＋「保有する証券化エクスポージャーに劣後する証券化エクスポージャーの総額」）

なお、当該金融機関が保有する証券化エクスポージャーと同順位の証券化エクスポージャーが存在する場合は、「保有する証券化エクスポージャーの額」に同順位の証券化エクスポージャーの額を含めることとなります。また、その際には、上記の算式で導出された比率に、当該金融機関が保有する証券化エクスポージャーの額と同順位の証券化エクスポージャーの占める割合を乗じた比率が、原資産のエクスポージャーの額に乗じる「劣後比率」となります。

標準的手法を採用する金融機関が、オリジネーター及び投資家それぞれの場合の具体的な信用リスク・アセットの計算方法については、以下の事例を御参照下さい。

<金融機関がオリジネーターの場合>

オリジネーターである金融機関 X が、簿価 65,000 の貸出債権（住宅ローン）を以下のトランシェに分けて証券化し、金融機関 X はクラス C 受益権（無格付）のみを継続保有する場合について考えますと（法人税等の効果は、単純化のため考慮しません。）、

受益持分	帰属元本額	公正価額
クラス A 受益権（最優先受益権）	50,000	50,000
クラス B 受益権（優先受益権）	4,000	4,000
クラス C 受益権（劣後受益権）	11,000	12,000
合計	65,000	66,000

売却部分と留保部分に簿価を配分するための計算は以下の通りとなります。

受益持分	公正価値構成比	簿価配分額
クラス A 受益権（最優先受益権）	75.76 %	49,242
クラス B 受益権（優先受益権）	6.06 %	3,939
クラス C 受益権（劣後受益権）	18.18 %	11,818
合計	100 %	65,000

この場合、売却益は売却収入（クラス A 受益権の公正価値額 50,000+クラス B 受益権の公正価値額 4,000）-取引関連費用（例えば 500）-売却原価（53,181）=319 となり、「証券化取引に伴い増加した自己資本の額」として 319 が基本的項目から全額控除する扱いとなります。また、第 247 条の規定に基づき、保有する劣後受益権より「証券化取引に伴い増加した自己資本の額」（=319）を控除した 11,499（=11,818-319）は、「証券化エクスポージャーの控除項目」として自己資本から控除することとなります（注）。

こうした中、附則第 15 条に基づき、証券化エクスポージャーに関する経過措置を適用する場合、金融機関 X が証券化を行わず、65,000 の住宅ローンを保有していた場合の信用リスク・アセットの額は、新告示においては 22,750（=65,000×リスク・ウェイト 35%）、旧告示においては 32,500（=65,000×リスク・ウェイト 50%）となることから、32,500 をクラス C 受益権に対する信用リスク・アセットの額とすることができます（上記で規定される劣後比率は 100%（=11,000÷（11,000+0））となり、上限に影響を与えません）。

従って、金融機関 X は、「証券化取引に伴い増加した自己資本の額」である 319 を基本的項目から控除した上で、32,500 を信用リスク・アセットの額として計上することとなります。

<金融機関が投資家の場合>

オリジネーターである金融機関 X が、簿価 65,000 の貸出債権（住宅ローン）を以下のトランシェに分けて証券化し、金融機関 Y がクラス B 受益権（無格付）の半分（=2,000）を購入した場合について考えます。（法人税及び信用補完機能を持つ I/O ストリップスについては、単純化のため考慮していません。）

受益持分	帰属元本額	公正価額
クラス A 受益権（最優先受益権）	50,000	50,000
クラス B 受益権（優先受益権）	4,000	4,000
クラス C 受益権（劣後受益権）	11,000	12,000
合計	65,000	66,000

この場合、金融機関 Y が保有しているクラス B 受益権は、無格付のため、第 249 条第 1 項の規定により「自己資本控除」の扱いとなり、「証券化エクスポージャーの控除項目」として、自己資本から控除することとなります（注）。

こうした中、附則第 15 条に基づき、証券化エクスポージャーに関する経過措置を適用する場合、原資産である 65,000 の住宅ローンの信用リスク・アセットの額は、新告示においては 22,750（=65,000×リスク・ウェイト 35%）、旧告示においては 32,500（=65,000×リスク・ウェイト 50%）となります。これらを、金融機関 Y が保有するクラス B 受益権（=2,000）の上限として用いることは、証券化取引実務への「激変緩和措置」という当該経過措置の趣旨に反するほか、優先劣後構造という証券化のリスク特性を適切に反映しないことになるため、上記で規定される劣後比率 13.3%（=4,000÷(4,000+11,000)×(2,000÷4,000)）を原資産のエクスポージャーの額に適用することを可能とし、新告示においては 3,033.3（=8,666.7×リスク・ウェイト 35%）、旧告示においては 4,333.3（=8,666.7×リスク・ウェイト 50%）を附則第 15 条における原資産の信用リスク・アセットの額とします。

従って、金融機関 Y は、4,333.3 を信用リスク・アセットの額として計上することとなります。

（注）「証券化エクスポージャーの控除項目」については、今後、国際的な議論を踏まえ、その 50%を基本的項目から、残りの 50%を補完的項目から控除する取扱いとする可能性があり、引続き検討しています。

<証券化エクスポージャーの経過措置>

【関連条項】 附則 15 条

附則第 15 条-Q4 複数の金融機関等が共同で自らの債権を裏付けとした資産担保証券を組成した場合に経過措置を適用するときは、原資産の信用リスク・アセットの額は原資産に含まれる自行債権の信用リスク・アセットの額として良いですか。

(A)

中小企業金融公庫の買取型証券化案件のように、複数の金融機関等（以下、オリジネーター金融機関等）が共同で自らの債権を裏付けとした資産担保証券を組成した場合で、附則第 15 条に基づき証券化エクスポージャーに関する経過措置を適用するときは、オリジネーターである標準的手法を採用する金融機関が保有する証券化エクスポージャーが他のオリジネーター金融機関等が譲渡した原資産のリスクを一切引き受けないかたちになっている限りにおいて、当該金融機関が保有する証券化エクスポージャーの信用リスク・アセットの額の上限を、当該金融機関が譲渡した原資産の信用リスク・アセットの額（旧告示を適用した場合と新告示を適用した場合の大きい方）とすることが可能です。なお、金融機関が投資家の場合は、当該金融機関は、案件全体に投資していることから、案件全体の原資産の信用リスク・アセットの額（旧告示を適用した場合と新告示を適用した場合の大きい方）を、自らが保有する証券化エクスポージャーの信用リスク・アセットの額の上限とすることが可能となります。